

本記載例は、主旨を損なわない範囲内での軽微な訂正（本来の契約内容への変更）のほんの一例です。
このうち書面全体で2か所程度が職印による訂正許容範囲です。

使用権原疎明書面（自認書兼使用承諾証明書）

保管場所の位置 (保管場所の住所番地)		名古屋市中村区名駅四丁目5番1号		(駐車場名称・駐車枠番号) 車庫協商20番
自認書の場合 は記入不要	使用者	住所		使用者と契約者の関係 該当に○を付けること 本店・支店・営業所 家族・親族・その他 ()
		氏名		
	保管場所の契約者 (使用者と異なる場合)	住所		
		氏名		
使用期間				
保管場所の所有者 又は管理者欄 (他に共有者がいる場合は、右欄の空白部に全員の住所・氏名を記載して各々が押印して下さい。)		<p>保管場所の位置欄に記載した土地・建物は、私の所有（管理）であることに相違ありませんので、使用者に対して自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明します。なお、自己使用の場合は本書を自認書とします。本書を添付して申請を行う行政書士による補正及び職印での訂正を承諾します。</p> <p style="text-align: right;">平成27年 1月10日</p> <p style="text-align: right;">住 所 名古屋市中村区名駅四丁目5番1号</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 車庫協商株式会社 (印)</p> <p style="text-align: right;">行政書士名 (印) 電話番号 052-582-1111</p> <p>事務所所在地</p> <p>電話番号</p>		

日本行政書士会連合会推奨書式

- (注意①) 自認書として使用する場合は、所有者記載欄だけに自署（記名）押印してください。使用承諾証明書として使用する場合は、該当する各欄に記載してください。
 (注意②) 補正・訂正の必要が生じた場合は、当該行政書士から所有者（管理者）に連絡した上で訂正します。
 (注意③) 軽微な訂正とは、本来の契約内容への変更であって、1)住所のうち、番・号・部屋番号の数字の誤字・脱字訂正 2)氏名の、判読不明による書き直し
 3)電話番号の間違いによる訂正 左記1)～3)の訂正が書面全体で2か所程度までを想定